

京都市上下水道企業管理規程第2号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(適用区分)

- 2 京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者がこの規程の適用を受けることとなった場合における休暇日数の算出については、その職員が既に受けた休暇はこの規程により受けた休暇とみなし、その勤続期間及び休暇日数をこの規程に基づく勤続期間及び休暇日数として引き継ぐものとする。

別表第3を次のとおり改める。

別表第3 (第18条関係)

| 死亡した者 | 休暇期間 |
|-------------------|------------------------|
| 配偶者 | 7日 |
| 父母(配偶者の父母を含む。)及び子 | |
| 祖父母、孫及び兄弟姉妹 | 3日 |
| 子又は父母の配偶者及び配偶者の子 | 3日 (職員と生計を一にしていた場合) |

| | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| | (は, 7日) |
| おじ, おば, おい及びめい | 1日 |
| 配偶者の祖父母, 祖父母の配偶者, 配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者 | 1日 (職員と生計を一にしていた場合は, 3日) |
| おじ又はおばの配偶者 | 1日 |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は, 公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 別表第3の規定は, この規程の施行の日以後に死亡した者に係る特別休暇について適用し, 同日前に死亡した者に係る特別休暇については, なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)